

合併契約書

一般財団法人旭川産業創造プラザ（以下、「甲」という。）と一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター（以下、「乙」という。）とは、両法人の合併に関し次のおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 一般財団法人旭川産業創造プラザ

住所 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号

（2）吸収合併消滅法人

名称 一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター

住所 北海道旭川市神楽4条6丁目1番12号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、令和9年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（合併の承認）

第3条 甲及び乙は、本契約書につき承認を得るため、それぞれの評議員会の承認を得るものとする。

（合併条件の変更等）

第4条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（法人財産の引継ぎ）

第5条 乙は、令和9年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

（職員の処遇）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引続き雇用する。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

（本契約に定めのない事項）

第8条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和8年6月24日

甲 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号

一般財団法人旭川産業創造プラザ

理事長 新谷 龍一郎



乙 北海道旭川市神楽4条6丁目1番12号

一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター

理事長 今津 寛介

